

令和7年第4回大衡村議会定例会会議録 第2号

令和7年12月3日（水曜日） 午前10時開議

出席議員（12名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 石川 敏	12番 高橋 浩之

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	鹿野 浩
教 育 長	丸田 浩之	代 表 監 査 委 員	和泉 文雄
総 務 課 長	後藤 広之	企 画 財 政 課 長	渡邊 愛
住 民 生 活 課 長	森田祐美子	税 務 課 長	早坂紀美江
健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司	産 業 振 興 課 長	三塚 利博
都 市 建 設 課 長	浅野 宏明	学 校 教 育 課 長	佐野 克彦
社 会 教 育 課 長	堀籠緋沙子	指 導 主 事	福田 美穂
会 計 管 理 者	堀籠 淳	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

事務局出席職員氏名

事務局長 亀谷 明美 次長 小原 昭子 主任 佐々木 涼太郎

議事日程（第2号）

令和7年12月3日（水曜日）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

午前10時00分 開 議

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、これより令和7年第4回大衡村議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番佐野英俊君、6番赤間しづ江さんを指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（高橋浩之君） 日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

通告順に発言を許します。

通告順位5番、山本信悟君。

1番（山本信悟君） おはようございます。

通告順位5番の山本信悟でございます。

一問一答での質問をさせていただきます。

私はちょっと気になっている部分について、質問させていただきます。

歩道整備、道路整備の起点で、景観をつくるために植えた街路樹について、植物ですから育つのはこれはもっともなことであって、いろんな何か所か街路樹が植えてございます。特に立ち木、大きくなる木については、歩道、道路等の関係で、年々環境の悪化をしている部分もあります。また、小さな大きくなる樹木、場所によってはドウダンとかそういった部分を植えている場所については、そんな大きくは目立たないというふうに認識しているところであります。特に衡東6号線、また、県道の大衡駒場線の立ち木などが、ちょっと歩道、道路等の危険性もあるのかなというふうに思って、そうい

った流れでの質問といたしております。また村有地、民有地の境界管理、どのようになっているのかなという、ちょっと不透明な部分ありますので、そういったところを明確にしてほしい、明確化についてお話しさせてもらって、意見を集約しながら地域に発信できればなというふうに思って質問させていただきます。

まず1点目、村道衡東6号線の立ち木については、多分ケヤキかなんかのような感じしております。その歩道道路等の現状の把握、今後の管理等について質問させていただきます。

2つ目については、先ほども申したとおり県道大衡駒場線の道路の、これも歩道に立ち木が植えられてございます。そこの県への状況の報告、またその要請などはどうなっているのかということで質問させていただきます。

続いて、3つ目として、道路にかかわらず、村有地、多分たくさんあるかと思えます。その村有地が民有地に関わる環境の管理はどのようなことで行っているのか。また、その対策はどんなもので行うのかという、この大きな3つの3点について、質問させていただきます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願ひます。

村長（小川ひろみ君） おはようございます。

本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、山本信悟議員の街路樹の整備はとの一般質問にお答えをいたします。

まず1点目の、村道衡東6号線の樹木と歩道の現状把握と今後の管理についてとのご質問ですが、衡東6号線は村道衡東1号線と村道蕨崎下畑線を結ぶ108メートルの片側1車線、片側歩道の3種4級の村道となっているところでございます。現状につきましては、議員ご承知のとおり、高木の成長に伴う値上がりの影響により、歩道の一部で凸凹が発生していることから、本年度予算において、19本の伐採を行う予定となっており、来年度、根の処理及び舗装復旧を計画しております。

また、樹木管理につきましては、毎年、道路植栽管理業務として、寄せ植え524平方メートル、高木62本の施肥及び剪定を行っております。

村としましては、同路線も含めた17路線の村道における植栽管理について、毎月の道路パトロールや通報等により適時適切な管理を続けてまいりたいと考えております。

次に2点目の、県道大衡駒場線の道路及び歩道状況の県への報告と要請についてとの

ご質問ですが、大衡駒場線の現状につきましては、既に議員ご承知のとおりと思われませんが、車道については県道大衡落合線から終点側、県道石巻鹿島台色麻線までの区間の損傷が著しく、また歩道については1点目の衡東6号線と同様、植栽された樹木の根張りの影響により、舗装面の凸凹、根が張り出している箇所も見受けられ歩道を利用されている方が転倒したとの報告も受けておりますので、情報入手の都度、管理をしている宮城県仙台土木事務所事務所へ報告しているところでもございます。

村内を通過している国、県道につきましては、村管理ではないにしても、村民の皆様が多く利用する道路でもありますので、不具合等の発見や通報等があった際には、都市建設課で現地確認をした上で、それぞれ管理している機関へ報告をし、その結果等についても報告を受けることとしているところでもございます。

村としましては、宮城県に対し、道路、河川に関する単独要望等も実施しており、今後も良好な道路及び河川の管理について要望を継続してまいります。

次に、3点目の道路にかかわらず、各村有地と民有地の境界樹木等の調査管理についてのご質問ですが、村有地と民有地の境界樹木等については、樹木の成長による繁茂や台風、季節風、大雨等の自然災害や、松くい虫に代表されるような害虫被害による倒木等について通報等を受けた場合に、現地確認を実施した上でできるだけ速やかに伐採等を実施し対応しているところであります。しかしながら、村が所有する土地、いわゆる村有地の総面積は824万7,615平方メートルで、昭和万葉の森約37個分に相当する大変広大な面積となっており、物理的にも費用面からも、これら面積を日常的に調査、管理することは困難であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

最初の答弁でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1番（山本信悟君） 答弁ありがとうございます。

まず1点名の村道衡東6号線、今年度280万円ほど予算をつけて伐採をするということでお話がありました。286万円という、多いか少ないか分かんないんですけども、その中で19本ということですが、現状まだ工事着手していないようでございます。その着手はいつ頃、いつまでということ。どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 都市建設課課長から答弁させます。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） 発注のほうは既にしておりまして、契約を済んでおりまして、現場に入るのが年明けで、工期につきましては年度内完成を予定しております。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） これからということで、年明けこれから雪の季節となるわけでありまして。あの辺、交通の便も、朝晩は若干多いようですから、その辺はどうでしょうか。この冬期間に向けた仕事でいいんでしょうかね。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） 樹木、高木の伐採ですのでどうしても処分量だとかいろいろなものを考えますと、葉っぱが落ちた段階で伐採するというのがごく一般的になります。今、ご心配いただいたように交通量、朝晩はラピスセミコンダクタ様の従業員の方ですとか、輸送車両だとかが多く通られますので、そういったことを十分配慮した上で交通誘導員等を配置して、施工のほうをするような形になっております。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） もちろんそうでしょう。樹木といっても多分高いところだと十二、三メートルの木が、多分、そして太さ50センチ以上の木が、あそこ60本ちょっとあるようがあります。その中のひどいところだけなんですよね、今年度、どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） 衡東6号線につきましては、現在62本のケヤキが植栽されております。その中で歩道の凸凹、村長答弁にもありましたとおり、舗装面を傷めている部分、それを現地確認した上で19本が対象物として確認しましたので、その19本について今年度は伐採のみをしまして、来年度、舗装の復旧のほうをするような形になります。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 今年度の伐採ということでありまして。来年度、多分これ以上の予算が要求されるのかなというふうに思います。19本という木でありますんで、根元は歩道と根元が盛り上がっている場所を見ると、極端に言うと20センチぐらいの盛り上がりがあったり、ブロックが上げられたりしている部分もあるようであります。今後の想定される予算というのは幾らぐらい見込まれるのかなというのは、まだでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） すみません、金額については、今、明確なものをちょっと今、予算要求中でもありますので、その中で企画財政課のほうには要求はさせていただき

ますけれども、詳細な金額につきましては現在持ち合わせておりません。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 伐採に関わる、例えば抜粋した木というのはまるきり処分になるのか、この業者によっては再利用できるものなのか。そういった部分は把握はできていますか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） あくまで廃棄物として村で発注しているものについては、全て処理になります。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） もちろんそうかなとは思ったんですが、せっかくのケヤキという部分もありますので、もしかして使うのもあるのかなという意味合いでお話しさせていただきました。本当に歩道については、大分傷んでいます。そして、このケヤキの葉っぱですかね、落ち葉については、その現場を見ると歩道から西側というか、側溝もあるんですよ。その側溝がもう目詰まりして、水が流れない状態。今、もちろん落ち葉の季節ですから、余計なのかなというふうにも思っております。側溝についての清掃というのは、どんなふうにご考えていましたか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） 村長答弁にもありましたとおり、毎月道路パトロール、業者さんをお願いしている部分と、あと、直営で現場を行ったときにいろいろ見る中で、そういった側溝の詰まり、衡東6号線に限らず村内全域について、見た中で、そういった詰まりだとか、影響のある部分については清掃等は実施しております。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） パトロールということであります。いろんな目線での見方もあるかと思えます。人によってはうんと気づく場所、気づかない場所、どうしたらいいべというのも多分あるかと思えます。実際現状、今の6号線の落ち葉を見ると、もう側溝が見えない状態に、今なっております。その辺もう1回確認して、必要であれば清掃も必要なのかなというふうに思いますので、その辺も徹底していただければというふうに思います。どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） 現場のほう、確認させていただきたいと思えます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 村道衡東 6 号線については、これから整備していくという方向がはっきりしていますので、早期に完了していただければなというふうに思っております。

続きまして、県道大衡駒場線について、この部分については 9 月 19 日に中学生と議会との意見交換会がありまして、その中でも中学生から、歩道が立ち木の根っこでちょっと通学に支障を来しているという意見もありました。村長の答弁にもありますが、県のことであります。しかしながら、村民は村行政にお話をするわけでありまして。その対処をちゃんとしてほしいなというふうに思います。本当ひどいところは、さっきも申したとおり、根元が 15 センチも 20 センチも上がっている部分ありますので、その辺だけでも県のほうに強い要望なんかできないでしょうか。

議長（高橋浩之君） まずは、村長。

村長（小川ひろみ君） 県道につきましては、先ほど答弁でも申しましたけれども、要望のあったときに、いろいろ通報とか様々あったときには、すぐ県のほうに要請をしているところでございます。いろいろ立ち木とか草のもっと茂ったところとか、そういうところは県のほうでも、お話しするとすぐやっただくこともありましたので、これからもそのような対応を皆さんからいただいたときには、テックユウやっただけるような形で、これからもしてまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 今朝も、あの部分、あの通り、今朝も散歩している方おりました。ですので、本当に戸口の降りたところから大衡落合線までぶつかる間、ちょうど 1 キロぐらいなんですよね。その辺をちゃんと整備してもらおうと、本当に村民は安心して歩けるのかなというふうな思いであります。また、ちょっと前ですが、あそこを測量していたんですよね。道路の関係で多分測量していたかと思えます。その測量に合わせた工事の計画なんか、あったりするんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） ご質問のありました県道大衡駒場線につきましては、今年度、今、議員おっしゃられたとおり、大衡落合線の交差点から戸口方面に向かった区間の中で、舗装補修と歩道の部分補修を今年度予定していると仙台土木から伺っておりますので、そのための事前測量だったというふうに想定されます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 今、県のほう、土木事務所ということで測量した。歩道の部分もって、

今、課長答弁の中にありました。歩道の部分ですから、まずひどいところ、こっちはうまく入ってないかなという、測量の中にひどいところちょっと見ると、道路東側の歩道のほうがひどいようでございます、西側より。東側のちょうど草木に隠れた辺りが、大分ひどいんですよね。その辺は、この事業、測量の中に入っていないですかね。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） 歩道も含めて県道ですので、それらも含めて測量はもちろんされているでしょうし、聞いているお話ですと歩道も含めて復旧、補修のほうするというふうに伺っておりますので、その範囲については、今後仙台土木から情報共有をしてもらおうというふうに考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 図面が出ていないと、どこだかわかんないというのが現状だとは思いますが。ただ、ひどいところは、早期に直したほういいのかなというふうに考えるわけがあります。みんなが通る道路ですので、どの道路も大切かとは思いますが、やっぱりひどいところから早速どの道路も直すのが、行政サイドかなというふうに思いますが、村長、どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 県の管理道路が、国道457号ですね。こちらが5,984メートル、また石巻鹿島台色麻線、これが7,963メートル。大衡駒場線、5,032メートル、そして大衡落合線、こちらが6,115メートル、あと仙台三本木線、これが2,795メートルで5つの路線、県の管理路線があるんですけども、2万7,889メートルという長さになっています。どの路線も、やはり全部、やはり山本議員の言っているようにひどいところからどんどん直してほしい、行政の仕事じゃないかということも十分含んで、私も分かってございますけれども、やはりそのときも、やはり管理している国、県、県道、国道様々ね、あと村道、様々やはりパトロールをしながら、あと村道は村道で、あと県、国にもきちんとした形で情報提供していますので、その部分は今後もそのような形で報告をした上で、様々、県、いろいろ国、対応していただく、そのような形でやっていくしかないということをやはりご理解していただきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） やっぱり要望、要請が県、国の管理下の管理道路だったり、そういう地区とか所有者の部分については、やっぱり小さなところから進めていかなきゃいけ

ないという認識はしております。やっぱりまた、457号線の部分、今お話がありました。大衡部分の松原、ちょうど全農の倉庫からあの道路も大分ひどいようでございます。その辺も国道3桁は県の管理だと言われております。県の管理だと言っても国道であります。やっぱり国にも強い力、要望をしなくないのかなというふうに思いますが、さっきの答弁と同じになるかと思いますが、再度お願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 村といたしまして、やはり道路も河川も両方なんですけれども、今現在単独要望もしているところでございます。457号線につきましてもそのような形で、村といたしまして強く要望しておりますので、やはり国も県も様々、大衡村だけのものじゃありませんので、やはり優先順位、様々なことがありますので、その部分については、やはりこちらは何回も何回も要望していますので、そのところでいつかきつと、そこがやっていただくこととなりますので、そちらのほうはご理解をお願いしたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1番（山本信悟君） 要望しかないということですね。県と国に対しては。村道に関しては、村管理でありますので、ここ悪い、どこ悪いって、いろんなところ要望されるかと思えます、地域から。それも順番という流れも分かりますが、住んでる村民では、順番というのはこっちが決めるだけであって、なかなか、村民から村道に関してはやっぱり自分のほう、自分ち近くが早くやってけろというのが人情かと思えます。この人情の順番というのはどんな順番、人情の順番ってあるかないか分かりませんが、その辺の心の管理というんだか、思いというのをどの辺まで、ありますか。

議長（高橋浩之君） 答弁できますか。村長。

村長（小川ひろみ君） とても答えに合うかどうか分かりませんが、やはり公平に一円として見ていくのが、村として、行政も私もですけども、そのような形で皆さん公平に見ていくということの答えしかできないなというところでございます。

よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1番（山本信悟君） なかなか気持ちと行動がかみ合わないというか、自然とそういうふうになるのかなというふうには自分も思っております。やっぱり公平でいかなければ、平等にはならないのかなという思いもあります。自分本意では行政いきませんので、どうし

でも予算が、お金があつて工事を進めるという段階であります。そういった平等性を欠けては行政はよくないと思いますんで、村長の答弁にそうなんだよなという、納得するわけであります。やっぱり公平じゃなければ、イレギュラーが発生するのかなど。あんたいはいいな、こっちは駄目だなというわけにはいきませんので、やっぱり平等に、あんだい終わったごつて、んでおらほうさ来るなというようない流れを、行政としてはやっていかなくないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） やはり、先ほども言いましたけれども、優先順位、あと特記的なもの、やはり倒木したとか、様々、悪天候によってとか、自然災害によって様々なこともあり得ることもありますので、危険箇所につきましてはやはり優先順位は高くなっていきます。何事もだと思えます。実施計画に載っても、やはり優先順位で載っていても、なかなか実務的に事業に進まないとかそういうこともありますので、やはり優先順位をきちんと行政側では把握しながら、皆さんの気持ちに伝えるのが、多分山本議員がみんなの気持ちに伝えてほしいという本当に大きな気持ちで、多分今回のこの一般質問だと思うんですけども、そのところも含みながら今後やはり予算もありますし、やはりやれるところからやっていくというのが、どうしても事業になりますので、その辺りはご理解を願いたいなと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） 担当課としましては、優先順位のつけ方について、路面の性状ですとか平坦性、あと、わだち掘れ等、そういったある一定の基準がございますので、それをパトロール等で把握した上で優先順位をつけさせていただいて、その中でどうしても財源の問題はありますけれども、そういったものをトータルで考えて、全部年次的に今現在、事務方として進めているところですので、ご理解いただければと思います。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 優先順位、今課長申した、順番を的確に行っていただいて、村民の1人でも、いがつたなつて言われるような行政というか、そういう工事を行つてほしいなというふうに思えます。

続きまして、3点目、道路にかかわらずという、村有地と民有地の環境の調査管理ということで質問させていただいております。

村長の答弁の中で、万葉の森37個分の村有地があるという、なかなか全部把握するの

は絶対無理かなというふうな思いであります。本当に困難なのかなというふうに思います。ただ、村有地から民有地にかかっている場所によっては、解消できる部分もあるのかなというふうに考えるわけであります。村有地のそばに水田等があつて、村有地から伸びる立ち木、その立ち木が伸びたことによって、生育の影響をあるという声もあります。そういった場所について、やっぱり所有者が村に声をかけて何とかしてくれやということになるんでしょうか。こちらからというのもなかなか難しい。やっぱり所有者からの意見の中で動くというような、答弁の中にもありましたが、本当に動けるのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 先ほどの答弁にもありましたとおり、通報を受けた際には、住民の方からお話をいただいた際には、確認をするためにきちんとした形でいくこととしているところでございます。そんな中で、本当にそれがどういうものなのか。そして、やはりその状況を把握して、その中で何も言われぬのにこちらからどうこうというものないとは言えませんが、パトロールをした上でどうしても支障となっている部分があるといったときは、こちらのほうでご理解をいただいてその上で話しして、伐採をするってこともありますけれども、やはりそれぞれケースバイケース様々ありますので、全部が全部受けたから全部すぐにできるということではないということもご理解願いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 実際、本当に田んぼを所有している方がいて、西か東かちょっと分かりませんが、村有地からの樹木で日陰になるというのが、少なかれ多かれ何か所かあるかと思えます。それに関しては、やっぱり所有者の同意もおかしいんですが、所有者からの要望には対処するという村長の話も答弁の中でもあります。その辺、村有地の管理は企画財政になるかと思えます。あと、道路とかそういうのは、都市建、あと田んぼだと、今度、産業振興課ということで、この辺の共有はどんな感じでできますか。やっていますか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 村長も答弁したとおりではありますけれども、面積がかなり広大だということで、一つ一つつぶさに見るというのはなかなか難しいんですけれども、各課の連携というところもありまして、都市建設課のパトロールであつたりとか、あと

山本議員おっしゃられたように、農地の関係であれば産業振興課で農地に出向いたときに、村民の方からここでこう、田んぼさかかってひどいんだとやということは、お話、その場でいただければ、我々のほうにその課のほうからお話は伝わってくるというような形になっておりますので、その際改めて答弁させていただいたとおり、うちのほうも含めて、現地、その方にも立ち会っていただいて確認した上で、ちょっとボリューム的なものもありますので、すぐすぐできるのか、すぐにしたいという気持ちはあるんですけども、予算的なもの、用意できている中で対応できるのであれば、速やかに対応しているというケースもありますし、予算的に大きなものについては、改めてその予算を獲得といいますか、お認めいただいた上で実施するというような形でやっておりますので、役場に企画財政課に直接電話をしてというのはなかなかハードルが高いという部分もあるかと、そういうご指摘かと思っておりますので、現場で、道路でパトロールの見かけたときとか、あとは産業振興課で田んぼとか農地の関係に出向いた際とかでもよろしいですので、お話いただければ担当課のほうに、企画財政課のほうにも話は共有させていただいているということでございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 各課の共有というのは、どの課もですが共有は絶対必要かなというふうに思っております。そこで蕨崎下田畑線でのセミコンダクタ過ぎて、高いところから昭和産業までの、ちょっと今、村有地を借地化している部分、村有地を貸している部分あります。その長さ、村道、その部分に関しては、約300メートルですかね。その部分、そこで立ち木と今貸している村地になるんでしょうかね、あそこはね。その部分の道路側の立ち木ですね。あの立ち木は、借りた人が伐採しなくないのか、ちょうどはさまになっている部分かと思えます。その辺の管理はどうでしょうか。

議長（高橋浩之君） どっちだ。都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） あくまで道路交通上の支障になる伐採については、道路担当課のほうで道路の制空上、伐採をさせていただきますし、今おっしゃられた蕨崎下田畑線につきましては今年の9月の風ですかね、そのときにも倒木がございまして、一部の道路を塞いだ経緯もございまして、そのときに伐採も含めてさせていただいておりますので、総合的に見て道路パトロールの中で道路に対しての支障なもの、さらに村有地なのか、民有地というのもいろいろありますけれども、道路に関わるもの、例えば電線、NTTだとか、電力に関わるもの、いろいろありますので、そこは役場内だけではなく、

他の機関とも情報の共有をしながら対処をしているところでございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） どっちも村有地なんですよ、あそこ。民有地ではない、村有地を貸しているということでもあります。どっちも村有地ですよ。そうした場合、どうしたらいいんでしょうかということなんですよ。今、浅野課長が申した、電線もあそこ、あります。もちろん電線は、今度NTT、電力さんでも切らせてくださいって言えば、いいよって言えば切ってもらおうというのもあるようであります。その辺はどうですか、どっちも村有地だと思うんですが、どうですか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） どっちも村有地だということでもありますので、村の判断で支障があれば切るということになるかと思いますが、当然お貸ししている部分があるということでもありますので、借りている方とのお話もさせていただいた上で、あと財布の中を見た上でそこは対応したいと思っておりますが、いずれにしても個別にといいいますか、その部分はまた、お貸している方とのお話をさせていただいたほうがよろしいのかなというふうに思っております。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 貸しているんですから、そこまでは多分借りている人は、必要ない部分なのかなというふうに認識するわけであります。ずっとだんだん、もちろん木ですからね、多分あの辺は桑の木だったりするのかなというふうに、桑の木って1年1年根っことか増えてそっちこちに伸びてくるわけであります。そういったことも踏まえながら、小さなうちに処理しないと大木になってしまうというのが現状でありますので、その辺を早め早めで進めてはいかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 様々、山本議員も大衡村一円歩かれて、様々見てきていただいて、この一般質問だと思います。個別対応、様々、これからも何かじゃなくて、共有した上で、いつもそのことは課長会議、そしていろんな部分で言っていますけれども、村民の方々、住民の方々、大衡村役場は大衡役場で、何課何課ではありませんので、チームでとにかくやっ払いこうということも言っていますので、個別対応はどんどんしますので、そういうところでこれからお話ししていただき、また所有者の方々、借りているの方々、様々そういう声があるかないかもちょっとまだ分かりませんので、そういうことをきち

んと確認した上でこれから進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解していただきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） なかなか個別になると、いろんな目線からの声が出るかと思っております。それに対応するにしても、みんなの職員の知恵、工夫が必要になってくるかと思っております。本当に各課の共有というのは本当に必要なのかなというふうに認識するわけでありまして、一年一年過ごしているわけでありまして、来年になると言葉が変わったりすることのないように、すぐ仕事をしていただければというふうに思いますが、なお答弁をお願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 大衡村、本当によりよい大衡村に住みたい、そして選ばれる村にするように、これからも鋭意努力してまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 住みたい村、宮城県一村、一つの村であります。住みたい村全国でナンバーワンになるよう、我々も努力したいと思います。職員の皆さんも、努力していただいて、今後の仕事に励んでいただければと思います。

以上、質問を終わります。

議長（高橋浩之君） 以上で山本信悟君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開を11時といたします。

午前10時49分 休 憩

午前11時00分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。通告順位6番、早坂美華さん。

2 番（早坂美華君） 通告順6番、早坂美華です。

通告に伴い、一問一答で1件、小・中学校におけるクマ・イノシシ対策についてと題し、質問させていただきます。

近年、全国的に熊やイノシシの出没が相次ぎ、子供たちの通学路や学校周辺においても、安全が脅かされる事例も報告されております。また行方不明者や人身被害など、

様々な報道が日々増加しているようにも感じております。本村においても、毎日のように流れる熊出没情報、大衡村自体で熊出没非常事態宣言を発令する状況にもありました。イノシシが中学校の校庭に出没し、居座ることもありました。小中学生の下校時間帯にも多くの目撃情報があることから、生徒の安全、保護者の安心を守るための対策は喫緊の課題であると思います。学びを止めない工夫と、命を守る備えの両立は、どこの自治体でも大きな課題になっていると思います。

そこで、本村の今後の対応について考えをお聞きします。

1点目。

学校周辺、通学路における熊、イノシシの出没状況と、登下校の見守り活動、パトロールの詳細内容は。

2点目。

春先に向け、同様の状況になり得る可能性が今のところ考えられますが、今後の対策方法や学校周辺の施設整備の考えはあるのかをお伺いします。

3点目。

熊、イノシシの出没のために様々な対応が取られる中、それに伴い児童生徒の運動不足や、最近では外で遊べないストレス、玄関から出るときの不安などで熊鬱という言葉も出てきておりますので、ストレス対策などどのように対応していくのか、お伺いします。

4点目。

熊、イノシシ対策により中学校の部活動への影響はあるのか。

以上の点についてご質問いたします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 早坂美華議員の一般質問につきましては、教育長から答弁させていただきます。

議長（高橋浩之君） 教育長、登壇願います。

教育長（丸田浩之君） よろしくお願ひ申し上げます。

早坂美華議員の小中学校における熊、イノシシ対策について問うとの一般質問にお答えをいたします。

まず1点目の学校周辺、通学路における熊、イノシシの出没状況と登下校の見守り活動、パトロールの詳細内容はとのご質問ですが、昨日の文屋議員、石川副議長の答弁と

一部重複いたしますが、12月1日現在、村内での出没状況は熊が100件、イノシシが130件となっており、前年度と比較し、既に熊が75件、イノシシが9件の増となっております。登下校の見守り活動やパトロール活動については、小学校においては登校時は校長が校門付近で、下校時には教職員がスクールバス車庫及び児童館、横断歩道で、保護者の皆様が校門付近での見守りを行うとともに、教職員が下校時に車でのパトロールを行っております。中学校においては、教職員が登校時に校門付近での見守り及び下校時に車でのパトロールを実施しております。役場においても、下校時のスクールバスの運行時刻に合わせ、全庁的に輪番でパトロールを実施し、特に熊の出没が多発している沓掛バス停付近で見守りを実施しております。警察においても、登下校の時間を中心にパトロールを実施している状況です。

次に、2点目の春先に向け、同様の状況になり得る可能性が考えられるが、今後の対策方法や学校周辺の施設整備の考えはあるかのご質問ですが、春先の状況にもよりますが、必要に応じて見守り活動、パトロールを実施してまいります。施設整備については今のところ考えはございませんが、安全に配慮した対応を行ってまいります。

学校の対策としましては、引き続き児童生徒への熊鈴の携帯の奨励、単独での登下校の回避、下校後の過ごし方等を指導しております。ご家庭に向けては、熊出没情報を速やかに提供し、送迎等のご理解とご協力をお願いしております。保護者の皆様による学校の見守りについては、熊出没状況を基に考えてまいります。

次に、3点目の熊、イノシシ出没のために様々な対応が取られる中、それに伴い児童生徒の運動不足やストレス対策等にどのように対応していくのかのご質問ですが、大衡村の非常事態宣言下において児童生徒の安全を第一に考え、小中学校では外遊びを含め、外での活動は中止しております。小学校においては運動不足やストレス解消のため、休み時間に体育館を開放して活動の場を提供しております。校庭で遊べるようになるまでは継続してまいります。中学校では屋内での活動に限定しているものの、部活動を11月22日より再開いたしました。体育の授業では、引き続き運動量の確保に努めてまいります。

次に、4点目の熊、イノシシ対策により、中学校部活動への影響はあるかのご質問ですが、3点目の質問で答弁したとおり、部活動を中止したり屋内での活動に限定したりしているため、部活動への影響はあったものと考えております。12月以降につきましては冬季間ということもあり、例年屋外での部活動は屋内に移行している状況でありま

すので影響は小さいものと考えておりますが、今後も熊、イノシシの出没状況を鑑みながら児童生徒の安全、保護者の皆様の安心を考え対応してまいります。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2 番（早坂美華君） 再質問させていただきます。

まず初めに、熊対策に関する話を小中学校と行ったのか、お伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 結論からいたしますと、行っております。校長会であるとかいろんな情報が入ったときに、随時小中学校とやり取りをしております。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2 番（早坂美華君） 学校周辺や通学路に熊、イノシシが出没した際の学校側への情報共有の流れは、今現在どうなっているのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 私が受けたり、学校教育課の者が受けた場合には、私よりも参事であるとか、学校教育課長が学校と適切に連携を図って情報を共有している、そういう流れになっております。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2 番（早坂美華君） 今お話しいただいた流れが、一番スムーズで迅速な情報提供と理解してよろしいでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） そのとおりでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2 番（早坂美華君） 登下校中など、実際児童生徒が熊やイノシシに遭遇したなどの報告はありますか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 今のところございません。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2 番（早坂美華君） 課のほうから学校や保護者に対し、登下校の際の注意喚起など何かお伝えしたことはあるのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 小中学校ともにスクリレというものがございますので、それを通して課から学校、そして学校から家庭に今こういうところで熊が出没しておりますので、家に帰ってからの安全確保であるとか、場合によってはお迎えもお願いしますであるとか、随時流している状況に合わせて、情報提供しているところでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 学校側からは保護者に対し、可能な限りは送迎やスクールバスの利用を呼びかけを行っていますが、呼びかけ後、徒歩や自転車で登下校している生徒、実際どれぐらいいらっしゃるのか、分かればお願いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 実際の正確な人数は把握はし切れていませんけれども、今、一番、車、小学校ですと、車で送ってきていただいている保護者の方はやはり増えております。以前、徒歩であった子ども、歩きと。地下道を通ってくる子は、大体ふだんですと40名ほどいるんですけれども、今は半減している状況です。今朝なども、18名の子が通ったというところでございます。ときわ台のほうからは児童館前、今日福田主事が立って人数も確認したんですけれども、114名の子が通ったということでございます。ですので、詳しい徒歩の人数の増減は把握はしていませんけれども、歩きの子は確実に減っているという状況でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） ほかの自治体では、全児童生徒がスクールバスで通学になったという学校もありました。ときわ台など近いところは徒歩は仕方ないのかなと思うんですが、本村も路線を変更してでも、遠いところではできれば徒歩、自転車ではなく、スクールバス乗れるようにする考えも持つべきかなと思うんですが、今後の考えについてお伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 現在のスクールバスの状況ですと、希望者がほぼ定員と同数ということで、今のところ現状のスクールバスに新規で受付というのはなかなか難しい状況にございます。それで、今、子供たち、特に小学生なんですけれども、中学生は基本スクールバス乗っていいようになっていますので、小学生で歩く距離が一番長くて、歩いてくる子というの五反田のほうからでないかなと私は捉えているところでございます。五反

田のほうからの道路は、まず朝をイメージしますと、車が大分往来が激しいんですね。子供たちが登校する前も大分激しいので、もし見かけたのであれば、情報は入ってくるであろうという認識はまずしております。その上で、私であるとか、あと課長であるとか、参事も街頭指導して、安全確保の確認なんかもしながら、自分たち目視しながら、また、子供たちの見守りをして安全安心を図ってということで現在進めているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） もし今後、何かひどい状況が起きる場合などは検討していただきたいと思います。送迎についても協力してくださる方が増えたとのことだったんですが、小学校の乗降場は校舎から少し離れた距離の場所にあります。先日も下校時間帯に乗降場に熊の目撃情報があったということだったのですが、熊非常事態宣言中は小学校校庭を開放しそちらで乗り降り可能にするなどの検討、対策などは取らなかったのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 一番私どもが危惧したのが、学校の周辺、そこに熊が出没したという情報が入りました。その際に学校教育課で、当然その昇降口付近の乗り入れについて検討いたしました。今、熊は1回置くんですけれども、小学校としましては、昇降口付近の車の乗り入れは原則禁止としております。それは車が入ってくることによって交通事故等も予想されるということで、昇降口付近に入る方は許可証を得てというようにしていることでございます。そのような交通事故が想定されますので、昇降口付近、そこが乗り入れが可能であれば、そこを取り入れるというのですかね、それも考えたのですが、なかなか回転してというのは、車両台数が多くなると厳しいだろうなと思いました。その次に考えましたのは、昇降口に車が入って、例えば低学年の前を通過して野球のグラウンドのほうに向けて、一方通行で行けないかなと思ったんです。ところが、そこは道幅が狭くてなかなか難しいと。そうなったときに、あと坂道の途中、学校に、ここの役場から上がっていく坂道の途中にバスの停留所があるんですけれども、待機場場というのですかね、そこで1回止めて子供を降ろしてということも考えましたが、それもあんまり乗降場と距離は変わらないだろうなということで、現時点では校長等もあそこに立っている状況もありましたので、乗り入れについては許可していないという状況でござい

す。ただ、今後のということもございますので、さらに熊の出没が学校近辺で起きるとか、そういう乗降状況を鑑みて、そういう際には交通事故と予想はされる場所ですけれども、比較の問題になってきますので、その際にはやはり乗り入れは当然考えていきたいと思っておりますし、この間、校長とも一緒に現場を見て、ここで回転させればできるんじゃないかなということも確認しておりますので、何かの際にはそこに踏み切りましようということで意思統一はできているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） バスとの兼ね合いや、やはり渋滞、事故の危険性ももちろん出てきてしまう可能性がですけども、出てきてしまうとは思いますが、やはり乗降場から歩くときの保護者の不安、そして子供たち自身の恐怖、怖さ、どこからか出てくるんじゃないかというのを考えますと、やはり昇降口から近いところで乗り降り、親からもさせたいし子供もそうしたいという気持ちもあると思うので、今後もしそういう場合は検討していただきたいんですが、村長、その辺はやはりどう思われますか。やはり、危険性もありますけれども、事故の危険性より熊の危険性だと私は思うんですが、校長先生も昇降口に立ってくださっているということで、やはり、もちろん保護者もあそこは徐行は絶対条件だと思うので、やはりそちらの兼ね合いもあると思うんですが、村長はどう考えられますか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、教育長もいろいろ回答しているところですけども、やはり交通事故という部分も考えられます。緊急事態宣言になってから、職員も子供たちの安全のために、そして教職員の方々も安全のために、各所各所に危険箇所には今、立っているところでございます。これから雪が降るにつれて、また除雪だとか様々なこともございますので、そことの、また車との接触事故だとか、あと子供が陰になって見えなくなるとか、そういうような部分もやはり考えなければなりませんので、320人の子供たちがいますので、その子供たちが皆さん車で来るようになったときに、今教育長が言ったように一方通行の形であれば、何か何か対処ができるのかとか、ただ、冬場になればその除雪がまた大変になる、凍るとか、そういうような二次災害、三次災害ということも考えていかなければなりませんので、その辺りは今、決断的にきちんとしたことを答えることは難しいですが、今の現状はやはり乗降口で落ちて、あとみんなで昨日、おとと

いも毎日のように、本当に今でも緊急事態宣言が終わっても、教育長、参事、立っておりますし、また教職員も立っていただいているということでもありますので、その辺りはご理解を願いたいなというところでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） もちろん安全が第一ですので、よりよい方法で登下校していただきたいと思います。小中学校で行っている見守り活動やパトロールは、それぞれ学校独自に行っているのか、それとも課と相談し話し合っているのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 結論から申しますと、私たちと情報共有して、そして連携しながら行っているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 教職員は担当制で行っているのか、そして特定の教職員に偏る状況になっていないのか、お伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 担当制になっております。ただ役職に応じて、例えば教務主任が数多く出たりだとか、そういうところのある一定の偏りはございますけれども、全て毎日同じ人がパトロールに出向くという形ではございません。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） そちらの見守り時、先ほどご答弁いただきましたが、その際は何か大きな警戒音なる誘導棒だったり、傘など、何か手に持って見守り活動を行っているのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 学校には、熊スプレーやホイッスル、それから、あと誘導棒等ございますので、その状況に応じて携帯している形になっております。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 毎日の見守り活動のときは、それぞれ持っているのか持っていないのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 結論から申しますと、持っていないときもございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 持っていない場合は、どのようにして児童生徒、そして職員自身の安全を身を守るのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） パトロールの際には車で回っていますので、車の中で見たり、それから私も街頭指導をしているところを見たんですけれども、職員が車を近くに置いて、すぐ逃げられるような状況をつくりながら見ているところでもございました。ですので、先ほどお話ししましたとおり、今、熊がここにいるよとそういう近くに行くときには必ずその棒等を持ってということで、今現在はそういう確認は取れております。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 小学校のスクリレでも、バス待ちの児童と場所と児童館の横断歩道など、見守り職員が二、三名で行くと保護者にも報告ありました。そちらの見守りで熊やイノシシと遭遇した場合の対処法などは、何か研修や講習などは受けたのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 研修や講習は受けてはおりません。ただ、県教委等からいろいろ資料が来ておりますので、それを配付して熟読し校内で共有するよという、そういう形で指示等を行っております。そういう点では、研修と同等と私は捉えております。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 児童生徒については、野生動物に遭遇した場合、自分の身を守る行動や対策方法などの学習は子供たちは行ったのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 行っておりませんが、先日、加美鹿原小で特別授業開始というものがあるが河北新報11月27日の新聞に載ったところがございます。このような授業が、やはり私も大事だと考えておりましたので、このような授業できないかというところで、佐野課長に確認取るように話をしたところがございます。詳しくは、佐野課長のほうから答弁を

申し上げます。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（佐野克彦君） 教育長が答弁したとおり、加美町ですかね、鹿原小学校の件については学校が主導じゃなく、教育委員会が主導であったということだったそうでございます。今の小学校の校長が前任、金原小学校だったので、校長先生にちょっとお話を聞いた部分もありますし、あと産業振興課を通じていわゆる仙台地方振興事務所の林業振興部、担当が林業振興部になるんですが、そういったことやらないんですかって話を聞いてもらったならば、仙台地方の林業振興部ではそういった話、そういった出前授業的なことはやっていないと。鹿原小学校は北部の地方振興事務所の林業振興部なので、そちらのほうではそういった、やはり教育委員会の部分で鹿原小学校以外の小野田のほうの小学校ですとか、3か所で行ったという話は聞いております。ですので、ただ仙台のほうでも、林業振興部のほうでもそういった話がずっと深まれば、絶対やらないわけではないという話でございましたので、要望等もしていければなというふうに思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 子供たち自分自身、子供の自分自身も正しい知識を持つことが大事だと思いますので、実際もう行ってほしかった、行ってほしかったことなんですよ。やはり子供たち、もちろん焦ったら走って逃げますよね。だからそういうことにならないように、やはりもう非常事態宣言も出ていたわけですので、やはり職員の方は教職員の方もそうですけれども、子供自身にしっかりと知識を持ってもらうことがやはり大事だと思うんですが、そこはちょっと対応が遅かったのではないかなと思うんですが、どうですか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 先ほどの鹿原小の特別授業の講習内容に、頭や首を守るようにすることなどを確認したというのが文言としてございます。例えば、佐野課長が話したようにというのは、私、佐野課長に指示したのは、なぜかというやはり専門家の方にお話ししていただきたいというのがございました。私なんかはこういう新聞の記事を読んだり、ニュースを見たり、そうしますと今お話ししたように頭や首を守るようにというのは、知識としては分かるわけですね。ただ、私の口からまたは先生の口から話すときに、そういうこともあるよだよということはあるものの、きちっとした指導して、

そしてそれを子供が実際にやった。でも、私がイメージとして、熊がそれでちょっとで済んでしまうのか、子供だったらくわえて、熊、どっか行っちゃうんじゃないとか。ですので、何とも私は付け焼き刃的なことで指導はできないな、その指導の怖さというのを逆に感じたところがございます。そういう点で、佐野課長を通して専門の方、きちっとした方を呼んで、それで指導というところで、指導の遅さというところではご指摘はいただいたんですけれども、私はあえて、あまりにもすごく踏み込まないほうがいいというんですかね、学校で教えるにしてもこういうことがあるよだよぐらいしか言えないんではないかなと思ったところがございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 専門家の方にお話を聞くのは、もちろんすごく大事なことだとは思われるんですが、やはり自治体どこも、そういう専門家の話を聞きたいところが多いと思いますので、そうすると専門家の方も日程都合なども調整難しくなってくると思いますし、そういうところでもやはり、もう学校を含め、学校全体子供たちを巻き込んで、熊、避難訓練みたいなことをやっている学校もあるみたいですので、やはりきちっとした情報、あと行動、子供たちにも教えていただきたいと思いますので、よろしく願います。

次に2点目です。

春先に同様な状況になった場合は、現在様々な対応を取っていますが、こちらと同じ対応を行うのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 先ほどお話ししたと重複しますが、春先のやはり状況次第だと考えております。今のような形をとるのか、それから昇降口付近まで車を乗り入れというふうにするのか、情報状況を鑑みながらということになるかと思っております。

以上です。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 先日のニュースでは、他自治体では登校前に熊が学校校庭に出没し、急遽オンライン授業にと切り替わった学校もありました。本村では、もし登校前に熊が校舎周辺や校庭などに現れた場合は、どのような対応を取るか考えられておりますか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 学校教育法の施行規則63条にその他急迫の場合というのがございまして、その際には臨時休業というのがございます。ですので、子供の安全が担保できないという場合には、臨時休業という措置を取らざるを得ない場合もあるかと考えられます。以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） そちらの学校では、オンライン授業に切り替わるぐらいの多分状況だったと思うんですが、本村がその場合、オンライン授業が行える環境は整っておりますか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 環境、整っております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 小学校のほうも整っておりますか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 整っております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん、

2番（早坂美華君） オンライン授業、実績は今のところあるのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 今のところはございません。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 今のところなくて、急遽オンライン授業に切り替わったときに、先生も子供も両方対応できるのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） タブレットを持っていかないと、それはできないことになりますけれども、持っていった場合に授業が可能かという、授業としてはできると思うんですけれども、その授業がやはり教室で行うのとまた形が変わってきますので、効率という面では学校で行う授業よりも大分落ちるだろうなというところがございます。先ほど、ストレス等の話ありましたけれども、授業もそうなんですが、先生方とオンラインでつながって、みんなどう、いろいろなそういう話をして、子供たちの安心安全というのがまず第一なのかなと考えております。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 今のお話のとおり、授業じゃなくてもオンラインで先生と生徒が顔を合わせるというのもすごく大事だとは思いますが、急遽オンライン授業になったときですと、小学校、タブレット持ち帰っていますか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 常時は持ち帰っておりません。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 持ち帰ってなかったら、もしあした急遽オンラインになりましたってなった場合は、オンライン授業できないですよね。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 先ほども持ち帰っているのであればという話をしたところだったんですけれども、そのとおりで、持ち帰ってなければできないところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） そういうのも、もし最悪の場合を想定し、タブレットの持ち帰りも始めても、タブレットの持ち帰りや随分前からちょっといろんな方が言われてたと思うんですが、持ち帰りもやはり始めてもらってそれをオンラインで受けるやり方は、生徒はオンラインの受け方は分かっていますか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 一部行った先生もいるかもしれませんが、基本は分かっていないと思われま。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 受け方分かっているなら、オンラインの授業の環境は整っていないのかなって私はちょっと思うところなので、熊だけではなくインフルエンザで学校閉鎖、学級閉鎖も多く行われたときも、やはり具合悪い人に受けるとはもちろん言わないんですが、そこにも元気な生徒、勉強したい生徒いたので、オンライン授業も何らかの形でできればなど、小学校のほうも進んでいけばいいなって私は思うので、そこも含めて検討をお願いしたいと思います。

小中学校校庭なんですけど、校庭は周りを囲うフェンスなどがなく、外部からの人も動物も簡単に入ってくるのですが、例えば熊、イノシシ対策に校庭を囲うフェン

スや塀など設置の考えはないのかお聞きしたいです。もちろん熊に関しては、フェンスなど上る可能性もありますし、ですがイノシシは上れません。でも下を掘るかもしれません。ですが、ないよりはいいのかなと思うんですが、その辺のお考えをお伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） フェンスのことも考えました。試算をしますと、大分お金はかかるよ
うなんですね。そして、フェンスも確かにいいことはいいんだろうと思うんですけれど、私は反対にフェンスをしたがために何か弊害というんですかね、違うところから熊が入り込んで、思わぬところから入り込んで、子供が逃げようとしたときにそれが障害になって逃げられなかったという逆のパターンも考えられるのかなと思ったところでございます。ですので、先ほど現状ではそういう施設整備の考えはありませんという話はしたところだったんですが、お金の面も含めてそういうお答えになります。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） フェンスなどは、やはり進入するにも一つのクッションにはなると思
いますし、簡単に校庭に入るのを防ぐ対策の一つなのかなと思います。実際に、中学校校
庭にもイノシシ、連日侵入しニュースにもなりました。あと、お金の面、費用面もち
ろんそうですが、やはり村長、お金の面でやはり子供たちの安全のほうが大事だのな
って思うんですが、村長にもそのフェンスの件につきまして、お考えお聞きしたいです。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 先ほど教育長が申したように、フェンスをすることによってそこに入
って今度は絶対逃げられないような形になって、ずっといるような形になって、別な弊
害が出てくる。やっぱりそういうこともあるわけですね。先ほど早坂議員が言ったよう
に、熊はフェンスはどんどん上って、電柱にも上りますし、様々上る生態の持ち主だし、
イノシシはやはり下をくぐってという形になりますので、そうすると全部を囲ってしま
うことによって、二次災害、様々な弊害が出てくるという可能性もありますので、フェ
ンスが高いからどうこうじゃなくて、やはり全体を考えた上で物事を決めていかなきゃ
いけないところがあるのではないかなと思いますので、今後そういうことも含めながら、
いろいろと考えてまいりたいと思っていますところでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 考えて考えてばかりいると、時間がもう春になってしまいますので、ゼ

ひその辺の答えが出ましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

小中学校ともに防犯カメラの設置はあるのか、お伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 小中学校ともにございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 防犯カメラ、どちらの方向を向いているか、お伺いできますか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 校庭であるとか、校門ですかね、その辺を向いているところのございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 昼夜問わず、先ほども多分無線放送鳴ったの熊なのかなって、ちょっと内容は聞こえなかったんですが、本当時間、昼夜問わず出ていますので、職員室で学校周辺を監視できるように、昇降口、校庭を写せるカメラはすごく大事だと思いますので、そちらでできれば常時監視していただきたいと思います。小学校とフェアブルランド周辺に、昔だったらちびっこ山って呼んでいたんですが、私たちは。山がありますが、栗の木や柿の木、ドングリ、クルミ、そして春先には桜のつぼみなどを熊は食べるみたいなんです。そちらの熊が好む種類の植物、木はあるのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） そこは私も確認していませんでした。今後確認させていただきます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） そちらは確認していただいて、あと中学校の周辺などもぜひ確認していただいて、そちら、もしある場合は、伐採もちろん考えていただきたいところでありませ。小中学校ともに、校舎から体育館に入る際はほんの少しの距離ですが、外、何もなところに出るんですが、先生が先に行ってしまうば……すみませ。

議長（高橋浩之君） 大丈夫ですか。

2番（早坂美華君） 乾燥して、ちょっと声。すみませ。先生が先に行ってしまうば後ろの状況が分からないと思うんですが、そこの安全面の工夫など、今現在どのように行っているのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 今、先生が先に行ってしまうばって話あったんですけども、小学校は当然、教員が引率していきます。安全を確認しながら、子供たちを誘導しているところでございます。あと、おかげさまで支援員さんをつけていただいているので、支援員と一緒に、安全確保しながらというところでございます。中学校の場合は、体育科の教員が固定されておりますので、体育科の教員が先に体育館等に入って周辺確認をした上で、子供たちを迎え入れるということで、安全確保を図っているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） そちら、しっかりとした対応が取られていて安心しました。

次に3点目です。

熊対策により、体育や休み時間に校庭を使用できない期間はどのくらいあったかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） ざっくりですけども、1か月半ぐらいかなというところでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 体育の授業内容の科目などに遅れなど影響はないのか、お伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） カリキュラムという、何をしなきゃないというのがございますので、その辺の組替えであるとか、あと校庭で行うものを校舎内でもできる種目もございまして、そういう点では遅れということは捉えてはおりません。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 中学生は、休み時間に校庭で遊ぶことはほとんどあまりないのかなと思うんですが、小学生は暑くても寒くても校庭で元気に遊ぶ姿をよく目にするのですが、熊対策により校庭で遊べない時間、どのような遊びをしていたのか、もし分かればお聞かせください。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 体育館の、先ほど話しましたとおり、開放していますので、体育館行くとボール遊び等しておりました。それから日頃から校舎内で過ごす子は、校庭に出な

い子いますのでね。そういう子たちは、読書をする子もいれば、友達と話をしたりだとか絵を描いたりだとか、思い思いの過ごし方をしているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 休み時間に体育館を使用することができたとお答えがありましたが、こちらはクラスごとで割り振りされていたのか、もう全学年クラス一緒に使えたのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 学年で割り振りをしたところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 6学年ある中で、どれぐらいの、1学年時間使えたのか、1日、お伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 休み時間は全部数えますと、6回あるわけではございませんので、です、やはり1学年、3日に2回のような、大体ざっくりですけれども、そういう計算になります。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 体を動かすことはとても大事だと思いますので、外で遊べない分、体育館で遊べることは子供たちにとってもすごくうれしいことだと思います。その休み時間の間は、体育館どなたか先生の付添いはあったのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 当然、見守りはしているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 休み時間ともなりますと、先生方の負担が増えてしまうという感じもするんですが、その負担に偏りはなかったか、お伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 学年等で相談しながらですので、全く負担の偏りがないかと言われま

すと、それは若干はあるかと思えますけれども、なるべく公平にということで分担しているところがございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 負担がないようにしていただき、児童生徒の安全を守っていただきたいと思えます。雪が降れば、子供たちはこれから雪合戦や雪だるまを作る楽しみももちろん出てきますので、早く校庭で遊べるように、施設整備、よりよい環境づくりをお願いしたいです。村長。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 子供たちの安心安全やはり命が一番大事だということでも、全子供たちだけじゃなく、本当村民皆さんだと思いますので、そういう観点から、やはり安心安全であること、そして命を守るということを前提にいろいろ対処してまいりたいと思えます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 次に4点目です。

以前、イノシシが出没した日、部活動は行われたのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） すみません。以前というのは、校庭に（「ニュース」の声あり）ニュースで出たとき……

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 大分前のというか、記憶が定かじゃなくて明確な答えができなくて、申し訳ございません。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 主にテニス部、野球部が外でやるのかなと思うので、あと外周走ったりする部活も出てきていますので、安全面に問題ないと判断した場合は、ぜひ外で部活動、今も、部活動は始まりましたが、室内の部活動になっていますので、ぜひ外で行えるように、そちらのほうも設備、お願いしたいと思えます。

非常事態宣言出たときは、部活動も全面的に中止だったのですが、その場合、中で行う考えなどはなかったのか、検討されなかったのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 子供たち、あのとき部活動を全部ストップしたんですけれども、その理由といたしましては、熊等が夕方以降に出没することが情報として入ってありましたので、室内で部活動をするのは、それは安全は基本的には担保されていると。ですが、その後帰って、子供たちがスクールバスから降りたときに襲われるであるとか、そういうことが想定されましたので、子供たちをなるべく早く返そうという、そういう考えから、部活動はその期間、一定期間なしということにしたところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） やはりその期間約1か月ぐらい、部活動中止あったのかなって期間があったと思うんですが、そちらから部活は開始されて、室内で今現在行われているんですが、最初の状況と今の状況で、行えるようになったのはどういう環境が変わったからなのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 先ほど、私の答弁で11月22日からという話をいたしました。あと、22日は多分土曜日だったかと思うんですけれども、23、24、22、23でしょうかね、見れば分かる、3日間のそこが3連休に当たっておりました。3連休でしたので、保護者の送迎もまずできるであろうと。できる子は、難しい場合は部活は控えていただくと。それから対外的な練習試合であるとかも入れていましたので、そこをまずできるんじゃないかなということ。その後の日程につきましては、具体的にはその週になるわけですが、そこのところは、保護者の2者面談であるとか3者面談で子供たちの授業が早く打ち切りになると。そして、早めに部活を行えば、通常の帰宅時間と変わらない時間で子供たちは帰すことができると。そういう判断の下、部活動を再開したというところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 部活動再開はすごく子供たちも喜んでいました。ですが、まだ室内で行えないので、早く外でやりたいな、グラウンドも行きたいなという声もありますので、今後も安全面で検討をお願いします。

部活動が再開した後なんですが、あと例えば部活の顧問がパトロール担当の場合は部

活動は行っているのか行わない方針なのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 現時点、中学校で頑張っているところなんですけれども、その辺、やはり熊の出没状況と加味しながら行っていくということになります。ただ、いつまでも中学校さんが部活再開して、それで負担感があるということであれば、やっぱり学校教育課としても、そこはパトロール、代わって行うということも十分考えられるなと思っているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 部活の顧問の場合、部活は休みなのか休みじゃないのか、分かればお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 部活動をやはり中学校の先生には中心でね、そこを考えていただきたいと思いますので、中止という、私としては考えございませんし、そのところ中学校とも確認しながら行ってまいります。ありがとうございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） やはり顧問がいなきゃ、子供たちの安心安全も見守る方がいなくなると思うので、やはりパトロールとあと部活動の顧問の先生とかぶったときはどうするかという対応も今後、話し合いをお願いしたいと思います。

様々な質問をさせていただきましたが、やはり熊、イノシシ対策に正解、不正解はありませんので、さらなる強化と、あと地域と行政、協力し、村全体で子供たちの安全、保護者の安心を前提に、今後も対策を行って行っていただきたいです。

最後に、教育長からはたくさんお考えをお聞きさせていただきましたので、残り5分、課長のほうからちょっとお気持ちお話しいただき、質問を終わりたいと思います。

議長（高橋浩之君） 指名でございます。学校教育課長。5分間。

学校教育課長（佐野克彦君） たっぷり5分間ですか。そんなにはしゃべれないと思いますけれども、まずもっての教育長がお話ししたとおり、非常事態宣言前も学校教育課の職員で、沓掛バス停付近は沓掛団地付近に中学生おりますので、見守り活動を行っております。当然私とか、あと若い職員等々も非常事態宣言後、全庁的に、全課でやった、パトロールを行ったという経緯がございますけれども、その後も、その前もから教育委員

会ではやっていたということもあります。ですので、いろいろ春先になってどういった状況になるか分かりませんが、教育委員会としてはできる限りのことをやっていきたい。ただあと、先ほど言ったとおりお金の絡むのとか、そこら辺についてはいろんな関係機関、関係課とも相談しながらやっていきたいというふうには思っているところがございます。ただ、なかなか学校の先生にも負担もかけられない部分もございますので、学校の先生、教職員についても今一生懸命になってやっていただいている、子供たちの安全安心が一番だということの心で動いていただいているような感じだと思いますので、我々委員会の職員も、学校教育課のみならず社会教育課のほうも、できれば例えばそういったパトロール等々もこれからやっていければありがたいかなと思っております。多分、皆さんの気持ちは同じだと思いますけれども、子供たちの安全安心が一番だというのは、これが一番だと思いますので、その点を心に刻みながら、いろんな活動を行っていきたいというふうには思っているところがございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 以上で早坂美華さんの一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。通告順位7番、赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 通告順位7番、赤間しづ江です。

私は、子育て支援の取組について、一問一答方式で質問をさせていただきます。

令和4年から5年にかけて、国の子供政策が大きく前進拡充されました。令和4年の児童福祉法改正により、全ての妊産婦、子育て世帯、子供に対し、母子保健機能と児童福祉機能が連携し、切れ目のない一体的な支援を行う中核的機関、こども家庭センターの設置が市町村に義務づけられました。令和5年の4月にはこども家庭庁が発足、こども基本法が施行され、12月にはこども大綱が定められ、こどもまんなかのスローガンの下、こども未来戦略加速化プラン3.6兆円も打ち出されました。このこども基本法とは全ての子供や若者が健やかに成長し、将来にわたって幸せに生活できるこどもまんなか社会、これをつくっていくための法律です。様々な支援策を国全体で取り組んでいく

ことを、総理大臣と19人の大臣で決めました。皆さんも一緒にこどもまんなか社会をつくっていきましょう。当時の内閣府特命担当大臣、こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、これの担当大臣である加藤鮎子大臣名で、子供、若者向けのメッセージとして出されたことも記憶に新しいことと思います。大衡村も、令和7年から11年の第3期の子ども・子育て支援事業計画を策定して、力を入れ推進を図っていますが、こうした国の状況を受け、子供子育て支援が一層、強化拡充されたことを受け、地域に根差した寄り添う支援、特に就学前の子育て支援事業、次の3項目についての取組について質問をいたします。

1点目は、こども家庭センターの開設についてであります。

常任委員会等でも説明がありましたとおり、令和8年1月にこども家庭センターを開設する予定となっています。これの職員の構成であるとか、開設場所、主な業務内容等はどうなっているのでしょうか、伺います。

質問項目の2件目です。

独自の事業として、令和4年度から既に取り組んでいる産後ケア事業、これの利用状況、利用者の声、周知の方法、数年実施してみても課題などありましたら、お聞かせ願いたいと思っております。

質問項目の3点目です。

令和8年度からの新規事業として、こども誰でも通園制度が始まります。これは保護者の就労要件を問わずに6か月児から3歳未満を保育施設等に通わせることができるという事業です。大衡村でこの事業を実施する施設名、それからゼロ歳から2歳児の年齢ごとの対象児童数、利用料はどうなるのでしょうか。また、利用申込みの方法など決定しているのでしょうか、伺いたいと思います。質問第1点目としたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） それでは、赤間しづ江議員の子育て支援の取組についてとの一般質問にお答えをいたします。

まず1点目のこども家庭センターの職員構成、開設場所、主な業務内容についてのご質問ですが、こども家庭センターは、子育て世代包括支援センターとしての母子保健機能と、こども家庭総合支援拠点としての児童福祉機能の意義や機能を維持したまま、一体的に相談支援を行う機関として、令和8年1月より事業を開始いたします。

職員構成は、センター長、総括支援員、母子保健を担当する保健師及び児童福祉の虐

待対応を行う職員を専任または兼任で配置し、お互いの専門性の強みを活かしながら、業務に当たることが求められており、開設場所につきましては福祉センター内に開所し、主な業務内容といたしましては地域全ての妊産婦、子育て家庭に対する支援業務、支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務、地域における体制づくりの3つの業務を行うこととなっております。

次に、2点目の産後ケア事業の利用状況、利用者の声、周知方法、実施上の課題についてとのご質問ですが、産後ケア事業は、産後の母子心身のケアや、育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行うことを目的として、児童が満1歳になるまでの1年間、産婦1人当たり7回まで利用できる事業であります。

利用状況につきましては、事業開始の令和4年度は1人、令和5年度は4人、令和6年度は6人であり、令和7年度は11月末現在で3人の利用となっております。

利用者からいただいた声といたしましては、直接口頭でお聞きするほか、令和5年度には母子モを登録しているユーザーを対象に、令和7年度は令和6年度及び令和7年度に出産をした産婦を対象として2回アンケートを実施いたしました。アンケートには体の疲れが取れた、育児のヒントが得られた等、利用してよかったという意見が多く寄せられました。住民への周知方法としましては、母子手帳交付時や新生児訪問時に事業の内容や申請方法が記載されているチラシを配布し、口頭説明により周知を図っております。また、ホームページや母子モにおいて、産後ケアを実施している医療機関を掲載し、変更があれば、その都度、更新、周知を図っているところでもございます。

実施上の課題としましては、令和4年度より事業を開始し4年目となり、年々利用者が増えているものの、産婦数から見た利用実績率は依然として伸び悩んでいる状況と認識しておるところでもございます。

次に、3点目のこども誰でも通園制度の実施施設、対象幼児数、利用料、利用申込方法などの検討は進んでいるのかとのご質問ですが、こども誰でも通園制度は、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して1か月10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設を利用できるもので、令和8年4月から実施する予定の事業であります。

実施施設につきましては、おおひら万葉こども園とききょう平保育園の2園の予定となっております。対象児童数につきましては、令和7年11月末現在でゼロ歳児が3名、1歳児が7名、2歳児が9名の合計19名を見込んでございます。利用料につきましては、令

和8年度の国における基準等が定まっておらず現時点でお示しすることはできませんが、参考までに令和7年度の国から示された自己負担額額につきましては、原則1時間当たり300円であり、利用申込みにつきましては、令和3年3月議会定例会において当初予算議決後、対象となる児童のいる全世帯に誰でも通園制度に関するチラシと利用申請書を郵送し、申請のあった方には面談を実施した後、認定通知を発送することとしております。村としましては、令和8年4月の事業開始に向け、実施園と密に連絡を取りながら連携を図り、国の動向等にも注視しながら準備を進めてまいります。

よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 来年、もう当初から開設いたします。こども家庭センター、人口が5,500人の大衡村村民の顔が見える関係の地域でのこども家庭センターの設立、職員構成としては、センター長、統括支援員、センターの中核的な役割を示す立場の方だと思いますが、それから母子保健の保健師、それから児童福祉、虐待等の対応をする職員、これを専任または兼任で配置するというお話でございますが、センター長はどなたが行う予定ですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今現在、まだ決まっていないところでございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 年当初から始まるんです。恐らくこれに関しての周知等も考えなきゃいけないところなんだと思うんですが、それはまだ決まっていないと。中核、中心的な役割を担う統括支援、研修等を積み重ねて準備を進めてきたと思うんですが、この方、職員構成は専任、兼任で配置しとなりますが、専任は何人で兼任は何名での設立と考えていらっしゃるのでしょうか。よろしい。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。村長。

村長（小川ひろみ君） 今のところ、まだ公表には至らないという言葉が一番この場ではいいと思いますので、公表する何ものもまだないところでございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 事前のベースとして出来上がっているからという、意外とそういう安心感もあつてのことなんだと思うんですが、やっぱり一応看板も設置しなきゃいけませんし、こうした職員体制でというふうなことがいまだにはっきりしていないというのは

ちょっといかがなものかと思うんですが、村長、その辺は考えなかったんですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 私の言葉がちょっとあれなんですけれども、人事に関することとございますので、まだ準備している段階ではありますけれども、公表は控えたいということでの取り方として取っていただければと思います。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 家庭センターの設立は母子保健、それから児童福祉という、そういう2つの大きな分野をつなぎ、一連的にやるというふうな大きな目的でもありますが、深刻化する社会問題、例えば虐待であるとか、いじめであるとか、子供の貧困であるとか、そうしたことも含めての役割を担う大きな責任を負っている施設の開設だと思えます。そうしますと、非常に専門性も求めた、ある意味その小さな児童相談所的な役割を果たさなきゃならないために、きちんとした専門職でありながら、保健師とか保育士とか、あるいは社会福祉士であるとか、そういう資格を持ちながらも、一応そのきちんとした所定の時数の研修を受けて当たらなければならないとなっているはずで。ちょっと責任が重くなるようなところも、私としては感じられるんですね。そういったことで、そういったことも含めて、住民へのきちんとした周知もしなければならぬのではないかと考えております。今、機構改革でいろいろとそういったところも含めての考えなんですけれども、きちんと令和8年1月というふうなこと、前々からお話しなされていますんでね、常任委員会でも。準備体制としては、ちょっとその辺心配になるところもありますので、心してかかっていたいただければなと思っておりますが、どうですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今まで、虐待とか貧困とか様々な問題も大衡村であったところでもありますので、その対応も村民の方々にきちんとした対応をしていたところでございます。また、1月からの家庭センターの開設に向けては、人事のことで、赤間議員がとてもしろいろと心配、いろいろちゃんとするためにというようなお話でございますけれども、やはり経験とか知識を有する職員ということで、そういうものを十分に考えた上で想定しているということで、人事に触れる内容ということで、項目でもございますので、こちらのほう控えさせていただきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 開設場所については、福祉センター内にということでございます。主な業務内容としては、妊産婦、子育て家庭、これは分かります。支援が必要な方への、一つには地域における体制づくり、この3つを挙げておりますけれども、地域における体制づくり、この具体的な業務のことについてお示しいただければと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 健康福祉課のほうで答弁させます。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） お答えいたします。

地域における体制づくりというものは、村における地域のニーズにおいて、それらに対する地域の資源をまず把握するということです。例えば貧困であったりとかすれば、貧困の家庭に対してのサービスをするに当たって、どのような地域の資源があるかということ調べたり、それに向けて、もし大衡村にないのであればほかの市町村、市や町のところとの地域のつながりを持ちながら、切れることなくサポートができるような、そのような地域の資源を開拓していくということがその地域における体制づくりというところで求められておるところでございます。また、統括支援員となります職員、ずっとしているわけではありませんので、新たな担い手の発掘をするという体制づくりでも国のほうから求められている内容となっております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 先ほども申し上げました、深刻化する社会問題というふうなことも申し上げましたけれども、やっぱり虐待であるとかいじめとかということであれば、当然、関係機関として教育委員会との連携というのかなり強力になっていかなければ、この初期の目的は達成できないと思いますので、その辺の考え方についてもしっかりとタグをとんでやっていただきたいと思いますが、どうですか。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 現在、村のほうには要対協と言う機関がありまして、そちらのほうでも、小学校、中学校、保育施設、それから教育委員会全てにおいて連携を取りながらやっております。こちらのこども家庭センターになってからも、なおさらそこを引き継ぎながら、関係機関とのやり取りをしながら、また児童相談所であったりとか、保健福祉事務所だったり、いろいろな機関と横のつながりをしっかりと持ちながら、センターの支援等を行っていきたいと考えております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん

6 番（赤間しづ江君） そういうケースが起きたときに対応じゃなくて、それを予防するという大きな役割があるはずですので、その辺は今室長がおっしゃったように、強力な連携の下に大衡からそういう事例が出ないように、出さないように、何とかセンターの役割を果たしていただきたいという思いでおります。

次に、産後ケア事業について伺います。

常任委員会の報告でもあるんですが、4年前から独自の事業として実施しています。なかなか伸び悩んでいるという報告も受けているんですけども、大衡は医療機関も助産院もありませんし、身近なところで本当に心から休める状況は果たして取っているとは言いがたいと思います。したがって、このケア事業というのは非常に大きな役目を果たしているはずですね。村長も女性であれば分かると思いますが、産後の母体回復なり、子供の不安に対してなり、身近なところで気軽にそして自分の体も休めて、そういうところが大衡の産後ケア事業であってほしいと思うのですが、よその市町に行っていないとそれができない状況では、なかなか数字的に伸びてくる状況にはならないと思うんですね。したがって、大衡独自でこれだけというふうなお考えはないものかどうか、その辺も伺っておきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 産後ケア事業につきましては、やはり自分が産んだ産婦人科でのケア、産後ケアで受ける方が多いというふうにも伺っているところでございます。あと、やはりその受入れ体制の施設もございますけれども、大衡村では赤間議員が言ったように、その施設はないところでございます。そんな中で、大衡村独自でやれるかということはとても難しい様々な条件がございますので、その条件をクリアするということは本当に難しいところでございます。そんな中でも使った方々によりますと、リピーターする人たちが多くおまして、やはりこの事業は、有益的で有効な事業だと思って感じているところでもございます。その中でやはり、利用した方の声を、もっともっと皆様にお話しする機会だとか、そういうこととお母さん同士が連携するような、そのような場所の提供をこれからつくっていきけることによって、産後ケアを十分に使っていく方向を増やしていく、そのような考えでございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） こういう地域で、それなりの施設もないからやむを得ないじゃなくっ

て、やはり村長、自分も3人のお子様を持った経験からしたら、産後6か月までが一番しんどいと答えている調査結果もあるんですね。小さいところはなかなか難しいとおっしゃいますけれども、助産師とか保健師を中に協力をもらってですよ、村の職員じゃなくてそういう資格者を雇用して、ある一室を借りて休める施設、そういうふうなもので独自に取り組んでいるケースもあります。産後ケア、今年、国は、お金を出して進めている事業ですのでね。大衡ならではのきめ細やかな取組として、そういうことをやれば、もしかしたら利用者が伸びるかもしれない。そういう考えも起きませんか。どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 赤間議員の言う、お話の中にありました、出産してから6か月の間のやはり子育てというのはとても大変だということも、やはり私も経験の中から感じているところがございます。そんな中で、来年1月1日からこの家庭センターを立ち上げますので、その状況を見ながら、様々な自治体でどのようにしてやればできるものかもいろいろと情報収集をしながら、やはり大衡村の施設の中でそれがどういう条件を整えればできるものなのか、そして助産婦さんを、うちの職員以外で本当にそのところを確保することができるものなのか、そういう部分も様々ありますので、そういう部分の条件をそろった中のときには、そのような形でやっていけるような方向性を持ちながらやってまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） ぜひね、大衡ならではの形で取り組んでほしいと思います。私の経験から黒川病院で出産しました折に、乳房、おっぱいのマッサージされました。それは、おっぱいを出すことが子宮の収縮につながると、そういうことを看護師に言われたんですね。ですから、専門職の方というのはそういったこともきちんとお話しなさるはずですし、なぜというふうなこともきちんと理解して、産婦の方にお話しなさるはずですから、やっぱり専門職がいて、育児の不安、悩みを聞いてもらえるというのは、産後の疲れ切った体のお母さんにとってはすごくいいあれだと思います。これは、このお話を聞いている男性の方々も含めてですよ、そういうふうな説明を受けたことがあります。なるほどと思いました。今の母乳育児はどの程度の割合かは分かりませんが、そういう産婦の身体のいろんな影響、作用、ホルモンのバランスのことをきちんとお話ししてくださるはずですから、そういったことをできれば、大衡にはそういった施設が難し

いと言わないで、何とかいい方向で検討していただきたいと思います。もう一度、お願いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね。大衡ならではのことも、私も視野には入れているところがございます。やはり子供がいることによって、やはり大衡村、だから大衡村に子供がどんどん生まれる方が少なくなっているという状況ではありません。今また、宅地が、区画が民間でやっていただくことによって、子供の数も横ばいになっているところがございます。今後、大衡ならではのそういう事業ができればもっと増えるものなのか、そういうものもやはりいろいろと検討しながら、いろいろ皆様方の自治体の状況を把握しながら、様々、やはり体の中で、赤間議員が言ったようにいろいろな専門職のお話を聞くことで、体のバランス、母親というものの体調管理、様々なことが変わってくるということも実態体験としてもおっしゃったように、私も感じているところがございますので、今後そういうことをきちんと本当に専門職を村でちゃんと抱えることができるかといったところがちょっと難しいところがありますので、状況判断をしながら、これから考えてまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん、

6番（赤間しづ江君） 核家族化が進んで、例えば近くに祖父母がいらしても思うように手伝ってもらえない、もちろん年齢的にお勤めをしている祖父母もたくさんいるわけです。それから、孫が生まれても祖父母に抱かせたくないというふうに、非常にそういった現象もね、耳に聞こえてくるわけです。そうすると、そういう人たちってどこに頼るんだろうなと思いますと、やっぱり子育て支援日本一までいかないかもしれませんが、それを掲げている大衡村として、こういう村だけれども、こういう優しい支援策をやっているんだというふうなことが一つぐらいあってもいいんじゃないかと思うんですが、女性の村長ですから、ひとつ本当に前向きに前向きに考えてほしいと思います。どうですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 育児の大変さ、そして今、社会状況はやはり本当変わっています。おじいちゃんおばあちゃんがいて、寝ている間だけ見てほしいとか、誰か見てくださる方が必ず家族の中ではいた。今は、育休という形になって、男性の育休を取る方が非常に多くなってございます。そんな中で、やはりご主人の協力なしではいろいろな子育てができないという形もあります。本村の職員も、もう男性の育休というのはどんどん

進んでおりまして、今、育休を実際取っている職員もいるところでございます。そんな中で、これからやはりその担当職員、今育児を一生懸命やっている、今ベビーブームでありまして、職員の中で。職員の声も聞きながら、これからどういうことが一番大事なのかということも、現在進行形でやっている職員の声もつぶさに聞きながら、これからやってまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 先ほど、産院とかそういうところに通う方がいらっしゃるというふうなお話なんですけれども、実際に子育てをしている方のお話を伺いますと、近くだったらねって。そういう声は結構届きますよ。近くだったらいいと。家族もいて、例えば仙台とか、そういう遠くに産後ケアで自分だけが自分と赤ちゃんだけが休むというのは、やっぱりハードルが高い。近くだったらいいと。そういう声はよく聞きますので、そういうことも含めて、ぜひ前向きにご検討をお願いしたいと思います。伸び悩んでるというふうなこと、これも書いてありますけれども、担当課としてその辺の周知PRも力を入れていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） その村長の答弁にお話したとおりに年々増えているんですけれども、利用率というところが1割、2割というところとなっております。やはり妊婦さんの心身の疲れであったりとか、それから最近では、お父さんも一緒に産後ケア事業を利用しているというご家族もいらっしゃいますので、そういう声をどんどん周知していたりとか、ただ、説明するだけではなくて、その場面のところで利用者の声をまとめたものを、私、許可を取りながらなんでしょうけれども、そういうのも言葉で伝えたりとか、ぜひぜひ使ってくださいということをお伝えできる場をつくりたいと考えておりました。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 視察に行きますと、こども園とかこどもセンターとかそういうところにやっぱりそういう一室があって、お布団があって、そういうところ、いくらも見ますよ。やっぱり体を休めて、子供と向き合うという時間がどれだけお母さんにとっては大事なのか、さっきも言いましたように、ゼロから6か月までが一番しんどいんだというその調査結果から見ても、それをクリアすれば、また子供といい関係で向き合えることができるんだと思うんです。やっぱり身近な施設というのは、この産後ケアのポイント

になるのかなと私は思っております。ぜひ、本当にママ、いろいろご検討なさるようですから、そうしたことも含めて大衡らしい、これはすごいねと言われるような産後ケア制度をぜひ確立してほしいと思います。どうでしょう。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 県でもこの産後ケアにはとても力を入れてございます。そんな中で県一体で、やはり産後ケアの事業、こちらをまとめてやっていただくような体制づくりもされてございます。大衡村において産婦人科というのはありませんし、黒川病院も、今産科はないところでございます。そんな中で、大衡村の妊婦さんに聞くと、出産される病院は、やはり大崎市のほうに行く方々、あと富谷のほうが多うございます。そんな中でやはり圏域で県がまとめてやっておりますので、そういう部分も利用ができますから、そういうところをまずは利用していただき、独自で村が産後ケアの事業、家庭センターの中に休める場所として設置するというのは本当に実際にハードルが高いところでございますので、今後そういうことを県や、あと様々、近隣市町村と連携をしながら、今後どういうふうになれば拡充ができるのかも考えながらやってまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん、

6番（赤間しづ江君） 国も予算をつけて進めている事業ですから、それにどうかうまく乗っかって、いい形で進めていただくように望みます。

次に、3点目の、こども誰でも通園制度について質問いたします。

再質問いたします。

幼稚園とか保育園とかに通っていないお子さん、いわゆる家庭で保育をしていらっしゃる方に大きな光が注がれた制度だと思います。全国的に来年度から始まります。国のゴーサインのおかげですよ。仙台市が最初に取り組みました。県内では、この間、公立の互理保育所が全県2例目として新聞に載ってございましたけれども、非常にいい制度だなと思います。ただ、これはいろいろ制限がございましてね。1か月10時間までの利用ということです。ただし、保護者の方が勤めているとか、勤めていない人では関係なく、乳幼児期のお子さんにひとしくその集団生活の経験なり何なりをさせるというふうなことなんです。大衡は公立の保育園とか幼稚園ございませぬけれども、受け取ってくださる施設、こども園、それからききょう平保育園の2園がその実施施設としてもう決まっているんですか、承諾して下さっているんでしょうか。はっきりしたんですね。

その辺も伺います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 2園が予定となっております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） これはあくまでも、受入れ定員に余裕型というかその条件だったと思うんですが、それで間違いなかったでしょうか。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） おっしゃるとおりでございます。余裕活用型を活用しまして、こども誰でも通園制度を行います。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 対象児童数については、11月末現在でゼロ歳9名、1歳児7名、2歳児が3名の19名、対象児童数としては、うんと多いわけではないんですが、将来例えば人口増とかなない限りは、この年齢の子供さんがこの数字でしかないということなんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） もう一度質問させていただいてよろしいでしょうか、すみません。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） こども誰でも通園制度、対象児童数、ゼロ歳から2歳児までです、の数。11月末現在の数字ではゼロ歳が9名、1歳児が7名、2歳児が3名、これだけの対象児童がしかいらっしやらないんですかということです。あとは施設に入っていたりするお子さんもいるのでしょうか、その辺も伺います。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 11月末現在ではそのような人数となっております。今、家庭で保育という、養育をする、子供を育てているという保護者様のほうが少なくなっております。就園率のほうが保育園に入るというご家庭が多くなっておるので、将来的にこれから子供は増えてほしいという気持ちはありますので、もっともって在宅の園児も増えるかとは思われますが、今のところの推移では横ばいというふうを考えておりました。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 家庭で保育をしているゼロ歳から2歳児までは19名、あとの残りの、

例えば対象児童数もっと多いはずなんですけれども、こども園に入園しているとかという実態なんだと思います。利用料が発生します。そうしますと、現時点でお示しすることができない。国から示された自己負担額については原則1時間当たり300円となっているということではあるんですが、国基準がまだしっかり定まっていないということでの回答なんだと思うんですが、これはいつ頃決まるんでしょうか。例えば周知の方法なりにも関係するわけですから、どうなっていますでしょうか。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 国のほうからは12月から1月の間に、その国の単価というところが下りてくる予定となっておりますので、そこに対しての自己負担額もお示しが来ると考えております。ただ、前回の説明会のときのお話だったんですけども、今現時点、原則1時間当たり300円を徴収しているということが、令和7年度、そういうお話をされていたんですが、次年度以降についても大体同じくらいの金額ではないかなということでお話を受けているところでございました。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） これもこども未来戦略に基づいて、新たに創設された制度です。全ての子供の育ち、これを応援すると。子供の良質な成育環境を整備する、これが大きな目的だと。施設に入って保育を受けている、教育を受けているお子さんだけじゃなくって、とにかく漏れなく子供の育ちを応援するという国の制度で、新たに創設された制度です。これもきちんと国がお金を出してくださるあれですから、やっぱり周知をよくして、できるだけ差がないように取り組んでいただきたいと思います。家族以外の人と触れ合える絶好の機会でもありますし、子供の変化や気づきも得られるという、家庭で保育をしている方にとってはかなりのメリットがある制度ができたなと思います。給付制度ですから、きちんとした国の制度もあると。こういうことです。ここで問題になるのが、今、保育所等で実施している一時預かりとの違いというんですかね、それと皆さん勘違いしないような周知をする必要があるかなと思うんですが、その辺の考え方についても伺います。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 今後なんですけれども、議決終了後に先ほど村長答弁でお話ししたとおりに、周知のための通知と申請書を送るタイミングのところ、一時預かりと誰でも通園制度の違いというところだったりとかの、その辺のあたりもきちんと丁寧

に分かりやす表とか図解をしながら、お示ししたいと考えておりました。なかなかやはり、誰でも通園制度と一時預かりってなんか似ているようで似ていないというところもありますので、料金体制も変わってまいります。一時預かりの場合は半日幾ら、1日幾らという料金体制であったりとか、誰でも通園制度については1時間とか、そういう単価の組立てだったりとか、誰でも通園制度の利用時間の自由に使える時間帯だったりとか、その辺の違いが分かりやすいような説明を、3月、発送するときに周知していきたいと考えておりました。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 一時預かりというのは、入園しているお子さんのための緊急的な対策ですよ。その辺もちょっと教えていただきたいと思います。ちなみに。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 赤間議員がお話ししていた、入園をしているお子さんの預かりは、預かり保育事業といって、入園しているお子さんが使う事業となっております。一時預かり事業というのは、入園をしていないご家庭の子供を一時的に保育施設に預かってもらえるという事業となっておりますので、そここのところも、仕事をしていない方が一時預かり保育のところは、自由に使われるということになっております。預かり保育の場合には、保育園に入園をしている子供しか使えないので、例えば幼稚園の午前の保育をしていて、午後から保護者のパートの時間とかでちょっとだけ、1時間だけ幼稚園を延長して使いたいというときとか、預かり保育を使ったりする例がございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） そのように非常にややこしいところがあるので、周知の方法、工夫をして、何とか混乱がないようにお計らい願いたいというのが私の気持ちでございます。どうでしょう。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） ありがとうございます。やはり言葉全てに、ちょっと似ているところもありますので、預かり保育事業とか、一時預かり事業とか、誰でも通園制度の事業であったりとか、きちんと比較して見えるような分かりやすい周知の仕方を図っていきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） ある調査によりますと、年齢別の未就園児というか、全く保育施設等

に通っていないお子さんというのが、ちょっと古いデータにはなるんですけども、約6割、3歳から5歳まで未就園児というのは2%。だから98%はもう、どういう形かで年齢が上のお子さんは、施設入所、入園されているという実態があります。そういうところの方との同じ、例えば大衡村に住んで差がないように、同じくひとしくいい育ちの生育環境に浸ってもらうという通園制度ですから、紛らわしいこともきちんと説明をして、混乱がないようにぜひお計らいをいただきたいなと思っております。どうでしょう。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、子育て室長がお話しした中でも、多分ちょっと理解が皆さんもしかするとどういうことなんだろうというところもあったかもしれません。ですので、これから一つ一つ丁寧に分かりやすく、一時預かりと誰でも通園制度との違い、あと時間、あと料金設定、様々分かるような目で見てすぐ分かるような形で使えるような形を一覧を作ってまいりたいと思います。やはりようやく、国のほうが子育てに対してすごく温かい手を差し伸べるようになってきたと思います。誰でも通園制度なんて、本当何年か前は考えられなかったことだったと思います。それがようやくこのような形で、こども家庭センター、家庭がど真ん中、真ん中になきゃいけないんだということを考えるようになって、国、県そして市町村という形で下りてまいっておりますので、このことも有効活用しながら、本村としてやっぱり子育てをするのが独自のこともできるかできないかも含めながら、これから子育てするご家庭の応援をしてみたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） こども家庭センターの周知といい、例えば今回のこども誰でも通園制度の周知といい、自治体が住民に対しての周知、お知らせするというのは非常に遅いのではないかとすごく感じます。来年の4月からやるのではないですよという感じのも、まだ決まっていないとかなんかって言われますとですね、受ける住民の方は大変だと思います。その辺の逆算したスケジュールどおりで、何とかタイミングよく周知の方法を考えていただきたいと思いますが、どうですか。ちょっと遅いのではないですかという感じがいたしますが。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 職員のほうも、来年には本当は決まっているところでございますし、まだただ皆さんに公表できないということでございます。そしてまた周知の方法も、大

体もう決まっていますけれども、来年1月1日にこども家庭センターの立ち上げということになりますので、そちらのほうはご理解をしていただきたいと思いますところがございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 子供政策に関して、たまたまこども基本法とかができたタイミングだったと思うんですが、今、機構改革、課の再編というふうなことに取り組んで、今回の定例会の議案に上程されております。2年ほど前は、村長は子育て支援にかなり力を入れるやのお話をなさっていましたよね。もう期待していました。やっぱり子育て支援室というのもできて、それなりの実績を積んできていますし、今度こそ大衡村、本格的に子育て支援に力を入れるんだろうなと私は思っていました。しかし、2年間でちょっと違う方向にかじが切られてしまったような感じがしているんです。その理由は、何なのかというふうな、まずそれを一番先に村長にお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 機構改革については、2年前、一番最初のときには、子育て支援室と健康福祉を分けるという考えでございました。ところが様々、いろいろと現場、全協のときにもお話しいたしました。やはり現場で、今このこども家庭センターも立ち上げなければならない。そして今の保健師の数、様々な状況を鑑みて、課のほうでそうやってもらっては困るというような強い意思がきたわけですね。その中で、私が無理無理そこで分けるということが、本当に必要なのかということ、私も本当に忸怩いたしました。そんな中で、やはり現場の声、私は現場の声、何事も事業をするときには、現場の声というのが一番大事だと思っています。村民の声を聞いたり、様々、今現場でやる人たちが大変なところを、わざわざ機構改革するのでここは絶対分けるんだというようなそういうようなことは、私としては無理なことは無理だということで感じていかなければならないんだなということをやったり感じておりましたので、このところは家庭センターで、子供ど真ん中という形でやってまいりますので、そのところのすみ分けはある程度できるものと考えてございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） そういう方針であれば、現場の声が最大限尊重してというふうなことなんでしょうけれども、やっぱり子供家庭課をつくりたいというときに、少なくとも職員なり、私たち議員もそうですけれども、それなりのイメージを描いて動いたこともあ

っただろうと思います。しかし、課の再編と併せてこういう形にはなってしまいました
が、やっぱりそれで余計なエネルギーを使ったり混乱させたりすることのないように、
村長も十分気をつけてほしいなというの、切に思います。少なからず、そもそもそうだ
ったよねというのが話になりましたからね。女性の村長でもありますし、今度は子育て
支援、かなり力を入れるんだらうと期待もあって、一時はそういうことも描きましたよ。
ところが、2年間もしないうちにこういう状況になったの、何だったんだらうというふ
うな思いであります。そういうところはやはり慎重になさるべきだと思います。最後に
伺って終わります。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 子育て支援、やはり今、大衡村の宝である子供たち、可能性を持って
いる子供たちでございます。その子供たち、そしてお母さん、そしてお父さん、パパ、
ママそこのところを一番中心として、未来の子供たちのために、これから私たちがやら
なきゃならないことを一つ一つクリアしながら、職員一同、頑張ったいと思っ
てございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） これぞ5,500の自治体の大衡村の子育て支援だ、やっぱり誇れる施策
を考えて考えて考えて、実施していただきたいと思って、質問を終わります。

議長（高橋浩之君） 以上で赤間しづ江さんの一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

本日の日程はこれで全て終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後1時58分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大衡村議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員